

伊奈波界限 まちづくり会

設立
平成十四年七月十八日
発行
平成二十一年
第三十四号

発行・伊奈波界限まちづくり会
広報委員会
責任者 川島兵太郎
発刊日 毎月十五日を目指すが随時になっている
事務局 五〇八〇八六 岐阜市木造町二十四番地 務々内
電話 〇五八二六四〇八四
電送 〇五八二六五八二〇
E-mail: fax2000y@pb.bigplanet.com

まちづくりを
応援します

株インプローブ

代表取締役 武藤良三
岐阜市木造町五十五番地
電話 〇五八二六三二五七三二

まちづくりを応援する広告主
(5000円)を募集しています。
TEL.264-0824事務局まで

岐阜市景観計画の運用が1月1日からスタートしました。

岐阜市では、「自然」「歴史・文化」「都市」が調和した多様な個性ある美しい景観を、かけがえのない資産として未来に引き継ぎ、魅力ある景観形成を図るため、岐阜市景観計画の策定を進めてきました。このたび、昨年からの金華地区での説明会や縦覧などの手続きを経て平成二十一年十月五日に決定し、平成二十二年一月一日から運用をスタートしました。

建築行為などを行う場合、 ルールに適合しているか確認のために 岐阜市への届け出が必要となりました。

景観法とは

我が国初の景観に関する総合的な法律として平成十六年に「景観法」が制定されました。景観を整備・保全するための基本理念や住民・事業者・行政の責務を明確化するとともに、景観形成のための具体的なルール(基準)の策定や支援を行う仕組みを整えています。

景観計画とは

「景観計画」とは、景観法に基づき、景観行政団体が地域の特性に合わせてよりよい景観を形成するための方針やルール(基準)などを定めたものです。

景観計画の必要性

現在、一部の地域を省き建物などの高さに関する法的ルールはないため、建築主のモラルに委ねられているのが現状です。よって、あらかじめ色彩や高さなどに関するルール(基準)を設けることが必要となつてきています。

岐阜市景観計画について

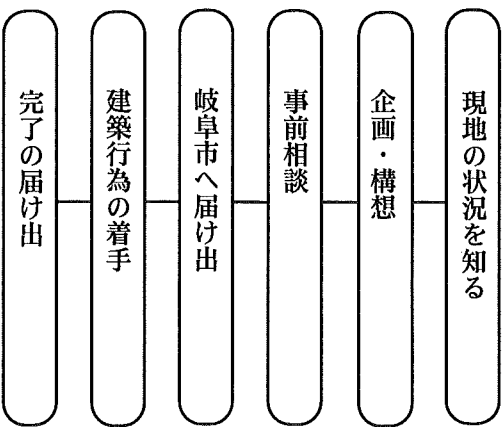
「岐阜市景観計画」では、市域全域を景観計画の対象区域としています。その中でも特に重要な区域を景観計画重要区域として位置づけています。

金華区域は、景観計画重要区域として位置づけており、金華区域内の歴史資産などを活かした景観形成を目指し、大きな建物だけでなく、一般の建物などについても色彩や高さに関するルール(基準)を設け、建物の建築などをする際には、岐阜市に届け出が必要となりました。

景観計画の届け出制度

金華地区内で建物などの建築行為等を行う場合は、ルール(基準)に適合しているかを確認するため、事前に岐阜市への届け出が必要です。

届け出の流れ



平成21年12月1日号 広報ぎふより

景観形成基準の一例

- 調和、眺望、維持管理、形態意匠、色彩、配置・外構、素材、緑化、照明などの定性的な基準。
「伊奈波界限まちづくり協定」では、形態と意匠、緑化、屋外広告物について定めています。
- 建物などの高さ……原則は二〇メートル以下(条件によっては二十五メートル以下)
「伊奈波界限まちづくり協定」では、二〇メートル以下と定めています。なお、まちづくり憲章では、平成三年制定の「木造町まちづくり憲章」は、十三メートル以下と定めています。平成十四年制定の「米屋町・大和町の地区計画」では、二〇メートルとしています。平成十四年制定の「中竹屋町まちづくり憲章、伊奈波通二丁目まちづくり憲章・同三丁目まちづくり憲章」では二〇メートルと定めています。

- 緑地の割合……空き地面積の一〇パーセントを緑化
- 色の数値基準……全ての色相で彩度四以下
- 色彩については、平成九年発行の「華の基準」には金華地区のカラーパレットを定めています。

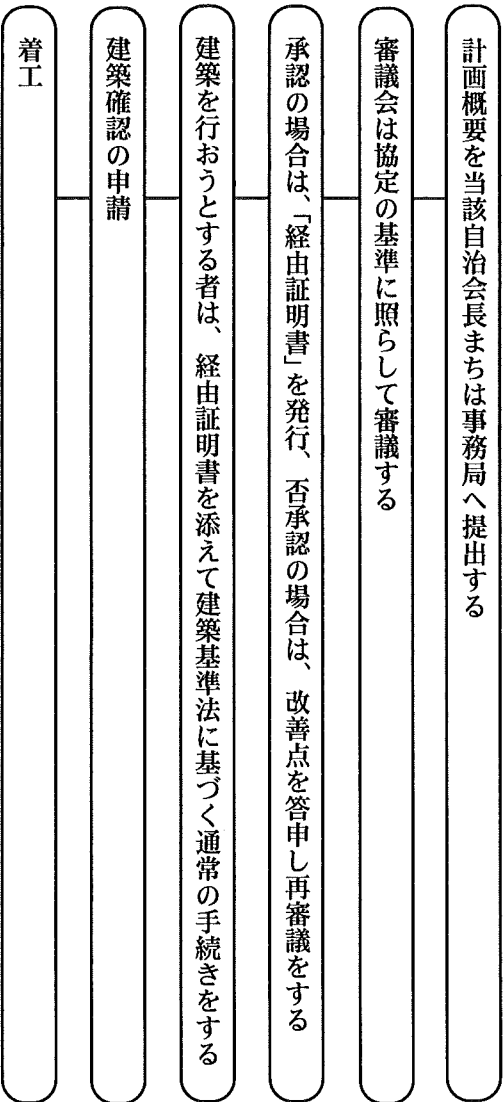
まちづくり審議会の届け出制度

伊奈波界限まちづくり審議会とは……まちづくりエリアの二〇町会による自治会で制定された「まちづくり協定」を適切に運営するために組織された機関で、「伊奈波界限まちづくり審議会」と称し、審議会は、界限に住む住民で組織し、関係機関や学識経験者と綿密な連携のもとに目的達成のために運営されるものです。

- 運営基準は……①まちづくり会を組織する二〇自治会を管掌する。
- ② 審議会委員は、自治会連合会長と連合会推薦の自治会長、当該町会の自治会長、伊奈波界限まちづくり会の推薦する者で構成する。
- ③ エリア内で建築物等の新築および建築物等の外観・塀に関する増改築行為に関する事前協議及び審査をし、承認の「経由証明書」を発行する。
- ④ 現在の審議会会長は西野洋一氏が務めています。

が主な内容です。

届け出の流れ



このような手順でまちづくりが進められますが、問題点もあります。「岐阜市の届け出制度」と「審議会」の間で、運用のすりあわせがまだできていないことです。地域で制定されている地区計画や憲章、協定に基づいて運用するとありますが、詳細は決まっています。一月中には、詰めをしたいと関係筋には申し出ましたので、協議の結果が、発表できると思います。いずれにしても界限の自治会によって制定された「約束」が基準になってきた制度ですから円滑な運用が出来ることを願っています。

町屋やそれ以外の歴史的建造物を維持・復元していく工事
 一般建造物を格子のあるまちなみと調和させていく工事
 附属工作物を設置してまちなみに調和させていく工事を
 行う場合は……

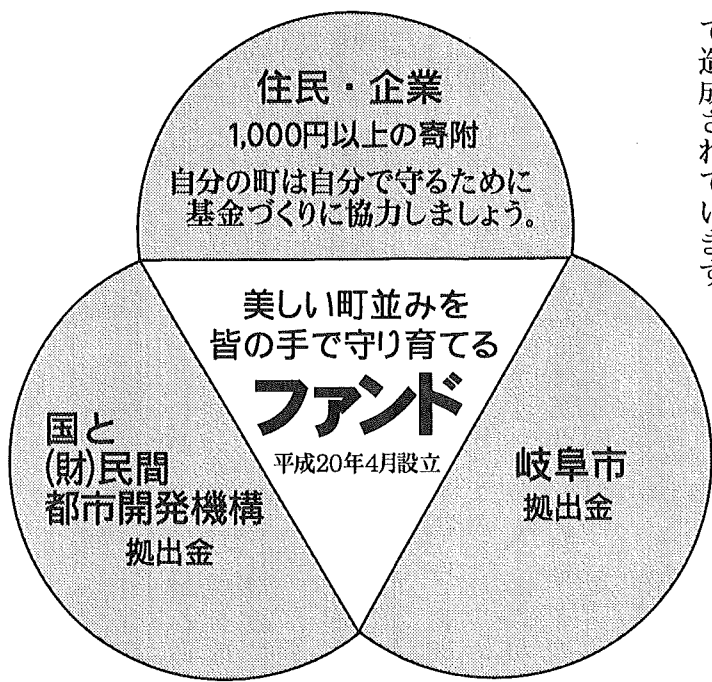
助成制度があります。

きんぎょ景観まちづくりファンドとは

金華地区には、斎藤道三・織田信長時代から江戸、明治、大正、昭和と受け継いできた美しい岐阜の街があります。しかし、徐々にこれらの資産が壊れ町並みも変化してきました。そこで、私たちの手で岐阜の街の原風景ともいえる町並みを後世に残そうとできた制度で、平成二十年四月に設立されました。きっかけとなったのは、旧日下部邸の保存運動が起点となったことは記憶に新しいことです。もし当時この制度があれば、日下部邸を残すことができたかもしれません。

ファンドの仕組み

この制度は、町屋など歴史的建造物の保全や、変容してしまつた町屋の再生、一般家庭などを町並みに調和させる改修工事などへの助成を行います。助成する基金は、国、市の出資に合わせて主旨に賛同していただいた住民や企業の寄附によって造成されています。



ファンド造成のために市民・企業による寄附は何時でも先の所で受け付けています。
 (財)岐阜市にぎわいまち公社まで直接持参するか、十六銀行岐阜市役所支店、岐阜信用金庫本店、ぎふ農業協同組合本店、大垣共立銀行岐阜支店、岐阜銀行神田町支店、岐阜商工信用組合本店で専用振り込み用紙を使って振り込みます。
 ファンドの基金づくりに協力しましょう。私たちのまちを愛するために……

助成対象工事の例

町屋など歴史的建造物に関する工事

概ね昭和二十年以前に建造された建物の維持・復元工事で、木製窓格子、日本瓦、黒漆喰、木製玄関など形態・意匠・素材の建物。
 最高二〇〇万円まで助成されるが個別要件によって助成額が変わります。
 町屋用件を満たした建築物で、日本瓦の吹き替え
 格子や木製引き戸の改善工事
 町屋と一体となつた車庫の木製開口部の新設
 アルミサッシの窓格子の再生工事
 門扉・塀の維持工事など

また、特例助成として
 歴史的建造物の構造補強工事
 空き家活用のための上下水道の布設替え工事
 間仕切り壁や床等の改修工事など

一般建造物

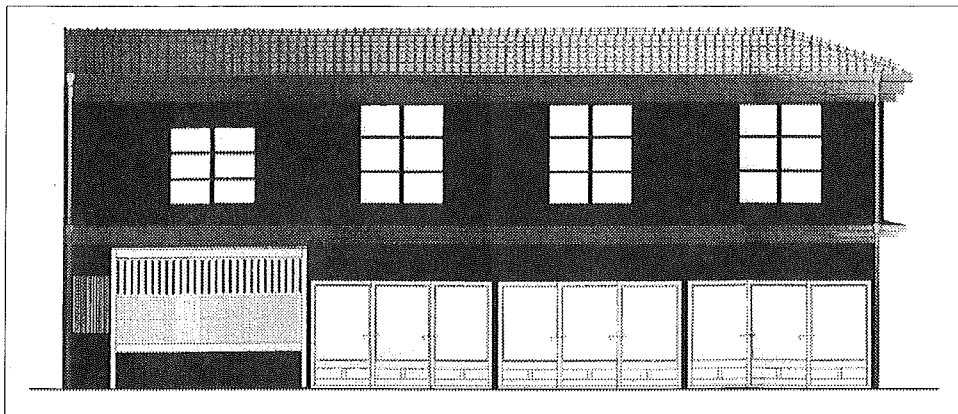
概ね昭和二十一年以降に造られた建造物で、歴史的町並みに調和させる工事に対して助成。
 最高五〇万円まで助成されるが、個別要件によって助成額が変わります。

- 一般建造物の新築・外観改修工事
- 一般建築物で木製格子等による目隠し工事
- 一般建築物で車庫開口部の木製扉の新設工事
- 木材・漆喰・土等伝統的素材による門塀の新築工事
- 建築設備への目隠し工事
- 自動販売機などへの目隠し工事など

伊奈波境界での活用例

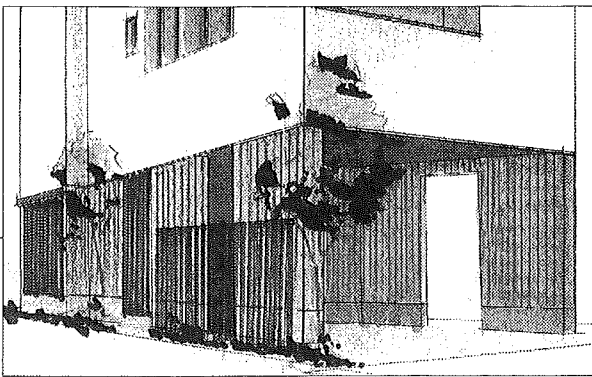


旧松喜仏壇店 町屋の特長である格子、引き戸、瓦屋根、漆喰壁などを回収することで本来町屋が持つ美しさを引き立たせます。町屋等の歴史的建造物の維持・復元工事に活用されたファンドの一例です。



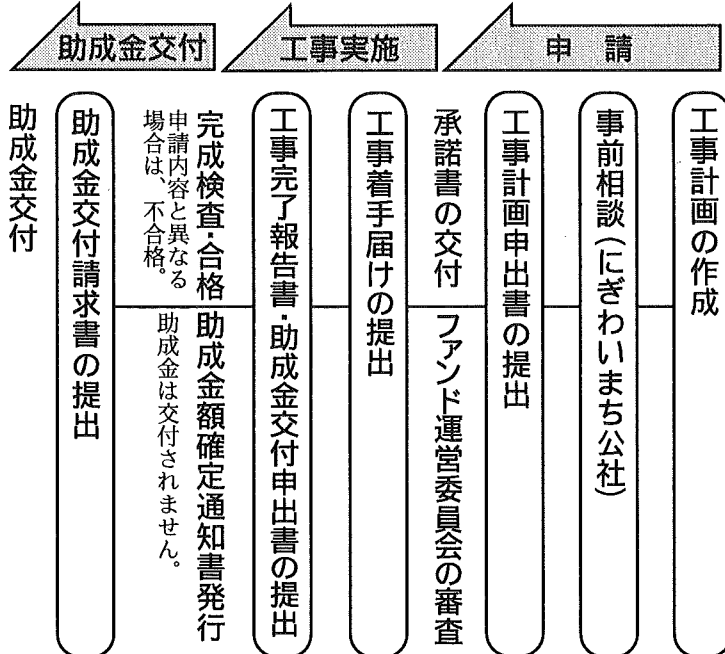
神田邸(旧神田屋) 伊奈波通1-41にある鉄骨造りでシャッターのある神田邸が全面改装されます。外壁は、黒漆喰塗で木製の格子や引き戸になります。改修工事にはファンドが活用されます。

伊奈波境界まちづくり審議会では、界隈のファンドの活用例を準じご照会致します。



藤井邸 伊奈波通2-10に新築される鉄骨造りの住宅。1階部分の玄関周囲に格子を用いて伊奈波参道の景観を意識した構造になっています。新築の家にファンドを活用している一例です。

助成申請から受け取りまで



各制度との整合性は

今年の元旦から始まつた「岐阜市景観計画の届け出制」と「まちづくりファンド運営委員会」と「伊奈波境界まちづくり審議会」とがどのような連携をとって運用されるのか、今のところ協議が進められてはいません。例えば、「伊奈波境界まちづくり審議会」の基本となつている「まちづくり協定」のどちらが基準になるのか、地区計画や憲章協定の方が厳しい箇所もあり、それぞれの目標は同じでも、運用の仕方を取り決めておくことが大切なことです。この点については、早急に岐阜市と話し合いを始めます。話し合いの結果は、界隈の皆さまに次回発行の「まちづくり通信(二十五号)」に掲載するか、また詳しい説明が必要ならエリア内の自治会長様にご参集いただき、行政と審議会による説明会も考えています。

界隈の街路樹を考える

界隈には街路樹があり、季節を表現してくれます。春の桜にはじまり、秋の銀杏と町並みにはなくはならない樹木で、岐阜市は金華山が町中にあることによつて、さも緑の多い都市のように思われていますが、名古屋市と比べてみても一平方メートル当たりの緑化率は岐阜市の方が少ないことを皆様はご存知でしょうか。
 伊奈波境界の街路樹は、伊奈波通一丁目の枝垂れ桜、木造町の吉野桜、矢島町筋の銀杏、申し訳程度の米屋町の街路樹などがあります。
 しかし、これらの街路樹が枯渇したりして歯抜けになつていたりするところが目に付くようになりまし。植樹間もなく枯れた木や老木などその時点で追加植樹をしないといけないと先に植えた木との成長の差をどうすることもできません。また、枯木を伐採し株だけ残したまま放置されているところもあり、素人では株を撤去することは大変難しいことで、岐阜市や岐阜県に何年も前から状況報告と植樹をお願いをし、植樹できるような株の撤去をしてもらえば、木は自分たちで植えると申し込んでからもう二年が経とうとしています。中でも、各務原市や大垣市は桜の並木づくりに取り組む姿勢を表明し実施に向かつて進みつつあります。行政ではどのように考えているのでしょうか。
 特に伊奈波通・木造町の桜は、まちづくりにおいても注目の拠点であることは、周知の通りです。先ずの岐阜国体で整備された桜並木を二〇一二年の岐阜国体までに整備をして来訪者を暖かく出迎えることを願っています。
 今年の桜は、いつ咲くのでしょうか……。